

栃木県緊急事態措置の概要

① 区域 栃木県全域

② 期間 令和2年5月11日（月）から令和2年5月31日（日）

③ 実施内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の対応を実施。

●外出自粛の要請（特措法第24条第9項）

- ・旅行など都道府県をまたいだ人の移動や、クラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への出入りに対して、引き続き、自粛を強く要請

●施設の使用制限の要請（特措法第24条第9項等）

- ・ クラスターが発生した主な施設類型に対する休止を要請
- ・ 遊興施設等に対して休止を要請。
※ただし、施設に応じた感染防止対策の徹底が行われている施設を除く。
- ・ 医療施設等、事業の継続を求める施設に対しては十分な感染防止対策の協力を要請。

●催物（イベント等）の開催自粛の要請（特措法第24条第9項等）

- ・ クラスターが発生するおそれ等のあるイベント主催者等に対し、場所に関わらず、引き続き、開催の自粛を要請

催物（イベント等）の開催自粛の要請（特措法第24条第9項等）

- クラスターが発生するおそれがある催物や「3つの密」のある集まりについては、催物の主催者等に対して開催自粛を要請。特に、全国的かつ大規模な催物の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期をするよう、主催者等に慎重な対応を要請。

【開催自粛を要請する内容】

- 規模等：クラスターが発生するおそれがある催物、「3つの密」のある催物
※特に、全国的かつ大規模な催物については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期等の慎重な対応を要請

以下①～③の条件を満たす比較的少人数（最大参加人数が50人程度）の催物については、開催自粛の要請の対象外

- ① 3つの密の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2mを目安に）
- ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が、原則、想定されないこと
- ③ 必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスク着用、室内の換気等）が講じられること

- 場所：屋内、屋外を問わない

- 種類・内容：生活の維持に必要なものを除くすべての催物